

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則 (学位授与の要件) 第3条 (略) 2 (略) (新設)</p> <p>3 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)を修了した者に授与する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>本則 (学位授与の要件) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>前項に定めるもののほか、修士の学位は、国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第75条第2項に定めるところにより、本学大学院の生物システム応用科学府の前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)</u>において学則第73条(第4項を除く。)に規定する修士課程等の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。</p> <p>4 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)、<u>生物システム応用科学府の一貫制博士課程又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)</u>を修了した者に授与する。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程、<u>一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程</u>の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。</p> <p>6 (略)</p>	

<p>(在学者の学位論文の提出)</p> <p>第4条 在学者の学位論文は、当該学府長又は連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。ただし、<u>国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)</u>第73条第2項に該当する者にあつては、学位論文に代えて、特定の課題についての研究の成果を提出するものとする。この場合において本規程中第8条(審査の付託)、第9条(修士の学位論文の審査委員)、第12条(学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認)、第13条(審査期間)、第14条(審査結果の報告)、第15条(学府教授会等の議決)、<u>第16条(審査結果の報告)</u>及び第20条(学位論文の保存)の学位論文に係る事項については、同様の扱いとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(博士課程を経ない者の学位論文の提出)</p> <p>第5条 第3条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文の要旨、履歴書を添え、審査手数料(以下「手数料」という。)とともに、当該学府長又は研究科長を経て学長に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退学者の学位論文の提出)</p> <p>第6条 本学大学院の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者が、退学したときから3年以内に学位を申請するときは、<u>第4条の規定を準用する。この場合において、退学したときから1年を超えたときは、手数料を納付するものとする。</u></p>	<p>(在学者の学位論文の提出)</p> <p>第4条 在学者の学位論文は、当該学府長又は連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。ただし、学則第73条第2項に該当する者にあつては、学位論文に代えて、特定の課題についての研究の成果を提出するものとする。この場合において本規程中第8条(審査の付託)、第9条(修士の学位論文の審査委員)、第12条(学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認)、第13条(審査期間)、第14条(審査結果の報告)、第15条(学府教授会等の議決)、<u>第16条(認定結果の報告)</u>及び第20条(学位論文の保存)の学位論文に係る事項については、同様の扱いとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(博士課程を経ない者の学位論文の提出)</p> <p>第5条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文の要旨、履歴書を添え、審査手数料(以下「手数料」という。)とともに、当該学府長又は研究科長を経て学長に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退学者の学位論文の提出)</p> <p>第6条 本学大学院の博士後期課程、<u>一貫制博士課程</u>又は連合農学研究科の博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者が、退学したときから3年以内(<u>出産及びそれに続く育児で教育を中断した場合は5年以内。ただし、3年を超えたときは手数料を納付するものとする。</u>)に学位を申請するときは、第4条の規定を準用する。</p>	
--	---	--

<p>(博士の学位論文の審査委員)</p> <p>第10条 工学府又は生物システム応用科学府の博士後期課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、当該学府の教員3人以上を含む5人以上とし、次の各号に掲げる者を含ませるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学府教授会等の議決)</p> <p>第15条 学府教授会等は、第14条の報告に基づき、学位授与の可否を議決する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査結果の報告)</p> <p>第16条 学府長又は研究科長は、学府教授会等が学位を授与するものと議決した者の氏名に次の事項を記載した書類を添えて学長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条第4項の規定による博士の場合は、第1号及び第3号のほか学力の確認の結果の要旨</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 学府長又は研究科長は、学府教授会等が第5条及び第6条本文の規定により申請のあった者に学位を授与できないと議決したときは、その旨を学長に報告するものとする。</p>	<p>(博士の学位論文の審査委員)</p> <p>第10条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士後期課程又は生物システム応用科学府の一貫制博士課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、当該学府の教員3人以上を含む5人以上とし、次の各号に掲げる者を含ませるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学府教授会等の議決)</p> <p>第15条 学府教授会等は、第14条(前条第1項において準用する場合を含む。)の報告に基づき、学位授与の可否を議決する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(認定結果の報告)</p> <p>第16条 学府長又は研究科長は、学府教授会等の議を経て学位を授与するものと認定した者の氏名に次の事項を記載した書類を添えて学長に報告しなければならない。ただし、博士の学位を授与するものと認定した者については、学位審査機構長に報告するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条第5項の規定による博士の場合は、第1号及び第3号のほか学力の確認の結果の要旨</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 学府長又は研究科長は、学府教授会等が第5条及び第6条本文の規定により申請のあった者に学位を授与できないと認定したときは、その旨を学長に報告するものとする。ただし、博士の学位を授与できないと認定した者については、学位審査機構長に報告するものとする。</p>	
--	--	--

<p>(新設)</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第17条 学長は、<u>前条の報告に基づき</u>学位を授与すると決定した者又は<u>専門職学位課程を修了した者</u>には学位記を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、各学部、各学府及び各研究科において別に定める。</p>	<p>3 <u>学位審査機構長は、前2項の規定により報告のあった認定結果について審議し、その審議結果を学長に報告しなければならない。</u></p> <p>(学位の授与)</p> <p>第17条 学長は、<u>前条の報告を受け</u>学位を授与すると決定した者には学位記を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、<u>学位審査機構</u>、各学部、各学府及び各研究科において別に定める。</p>	
--	--	--

別表1(第23条関係)
学位記

学農第 号	東京農工大学長 氏名 印	東京農工大学農学部長 氏名 印	年月日	学士(農学)の学位を授与する	印	卒業証書・学位記	生氏 年月日 名
----------	--------------------	-----------------------	-----	----------------	---	----------	----------------

別表1(第23条関係)
第3条第1項の規定により授与する学士の学位記の様式

学○第 号	東京農工大学長 氏名 印	年月日	卒業したので学士(○○○)の学位を授与する	本学 ○学部 ○○○ 学科を	学位記	生氏 年月日 名
----------	--------------------	-----	-----------------------	----------------	-----	----------------

別表2(第23条関係)
学位記
(様式は省略)

別表3(第23条関係)
卒業証書・学位記

学 ○ 第 号	東京農工大学長 氏名 印	年 月 日	卒業したので学士(○○○)の学位を授与する	本学 ○学部 ○○○学科を	生氏 年月日 名	卒業証書・学位記
------------------	----------------------------	-------------	-----------------------	---------------	-------------	----------

別表2(第23条関係)
第3条第1項の規定により授与する共同学科の学士の学位記の様式
(様式は省略)

(削る)

別表4(第23条関係)

学位記

修工第 号	印	年 月 日	東京農工大学	学位記	氏名 年月日	る 課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する 本学大学院工学府○○専攻の博士課程の前期の
----------	---	-------------	--------	-----	-----------	---

別表3(第23条関係)

第3条第2項の規定により授与する修士の学位記の様式

修○第 号	東京農工大学長 氏名 印	年 月 日	氏名 年月日	学位記	る 修了したので修士(○○)の学位を授与する 本学大学院○学府○○専攻の△△△△△を
----------	--------------------	-------------	-----------	-----	--

備考 △は、工学府又は生物システム応用科学府の場合には「博士課程の前期の課程」を、農学府の場合には「修士課程」を記入する。

別表5(第23条関係)
学位記

修農第
号



東京農工大学

年
月
日

したので修士(〇〇)の学位を授与する

本学大学院農学府〇〇専攻の修士課程を修了

氏名
年月日

学
位
記

(削る)

(新設)

別表4(第23条関係)

第3条第3項の規定により授与する修士の学位記の様式

学位記

氏名
生年月日

本学大学院生物システム応用科学府食料エネルギー
ギンシステム科学専攻において修士課程の修了に
相当する要件を満たしたので修士(〇〇)の学位
を授与する

年月日

東京農工大学長 氏名 印

修○第
号

別表7(第23条関係)

学位記

博士 甲第 号	印	年 月 日	氏 名 生 年 月 日	学位 記
本学大学院工学府○○専攻の博士課程を修了 したので博士(○○)の学位を授与する				
東京農工大学				

別表5(第23条関係)

第3条第4項の規定により授与する博士の学位記の様式


博士 甲第 号	東京農工大学長 氏名 印	年 月 日	氏 名 生 年 月 日 (配置大学○○大学)	学位 記
授与する				
本学大学院○○(学府)(研究科)○○専攻の 博士課程を修了したので博士(○○)の学位を				

備考 連合農学研究科を修了した場合には、配置大学を記入する。

別表8(第23条関係)

学位記

(削る)

博士 乙第 号		東京 農工 大学
年 月 日	博士(○○○)の学位を授与する	を提出し所定の審査及び試験に合格したので
	題名○○○○○○○○○○○○○○○○○○	本学に学位論文
	生氏 年月 日名	学 位 記

別表9(第23条関係)

学位記

(削る)

博農甲第 号	印	年 月 日	東京農工大学	学位記	氏名 氏 年 月 日	配置大学 ○○○○大学	本学大学院連合農学研究科○○○○専攻の 博士課程を修了したので博士(○○)の学位 を授与する
-----------	---	-------------	--------	-----	------------------------	----------------	--

別表 10(第 23 条関係)

学位記

(削る)

博農乙第 号	印	年 月 日	合格したので博士(○○)の学位を授与する	を提出し大学院連合農学研究科の審査及び試験に	題名○○○○○○○○○○○○○○○○	本学に学位論文	生氏 年月日名	学 位 記
-----------	---	-------------	----------------------	------------------------	--------------------	---------	------------	-------------

別表 11(第 23 条関係)

(削る)

学位記

印	年 月 日	博士(○○)の学位を授与する	○○○○○○○○○○専攻の博士課程を修了したので	本学大学院生物システム応用科学府○○○○○○	氏 名 年 月 日	学 位 記
博士甲第 号		東京農工大学				

別表 13(第 23 条関係)

学位記

博士(生命科学)の学位を授与する	氏名
先進健康科学専攻の博士課程を修了したので	生年月日
び早稲田大学大学院先進理工学研究科の共同	
東京農工大学大学院生物システム応用科学府及	
年 月 日	
東京農工大学	
早稲田大学	
博士甲第 号	
印	印

別表 6(第 23 条関係)

第 3 条第 4 項の規定により授与する共同専攻の博士の学位記の様式

博士(生命科学)の学位を授与する	氏名
先進健康科学専攻の博士課程を修了したので	生年月日
早稲田大学大学院先進理工学研究科の共同	
東京農工大学大学院生物システム応用科学府及び	
年 月 日	
東京農工大学長	
早稲田大学総長	
博士甲第 号	
印	印

別表12(第23条関係)

学位記

博士乙第
号



東京農工大学

年
月
日

博士(〇〇)の学位を授与する
を提出し所定の審査及び試験に合格したので

題名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

本学に学位論文

氏名
年月日

学位記

別表7(第23条関係)

第3条第5項の規定により授与する博士の学位記の様式

博士乙第
号

東京農工大学長
氏名
印

年
月
日

ので博士(〇〇)の学位を授与する
において所定の審査及び試験に合格した

を提出し大学院〇〇〇〇(学府)(研究科)に

題名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

本学に学位論文

氏名
年月日

学位記

別表14(第23条関係)
学位記

学位記
氏名
生年月日
東京農工大学及び早稲田大学に学位論文 を提出し東京農工大学大学院生物システム応用 科学府及び早稲田大学大学院先進理工学研究科 において所定の審査及び試験に合格したので 博士(生命科学)の学位を授与する
年 月 日
東京農工大学 早稲田大学
博士乙第 号
印 印

別表8 (第23条関係)
第3条第5項の規定により授与する共同専攻の博士の学位記の様式

学位記
氏名
生年月日
東京農工大学及び早稲田大学に学位論文 を提出し東京農工大学大学院生物システム応用 科学府及び早稲田大学大学院先進理工学研究科 において所定の審査及び試験に合格したので 博士(生命科学)の学位を授与する
年 月 日
東京農工大学長 氏名 早稲田大学総長 氏名
印 印
博士乙第 号

別表 15(第 23 条関係)

学位記

修工専第 号	印	年 月 日	学位を授与する	課程を修了したので技術経営修士(専門職)の	本学大学院工学府産業技術専攻の専門職学位	氏名	生 年 月 日	学 位 記
	東京農工大学							

別表 9(第 23 条関係)

第 3 条第 6 項の規定により授与する技術経営修士の学位記の様式

修工専第 号	東京農工大学長	氏名	印	年 月 日	学位を授与する	課程を修了したので技術経営修士(専門職)の	本学大学院工学府産業技術専攻の専門職学位	氏名	生 年 月 日	学 位 記
-----------	---------	----	---	-------------	---------	-----------------------	----------------------	----	------------------	-------------

附 則 (教規程第 17 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。